

農地・森林の相続

農地を相続した場合の届出について

◇亡くなった方が農地を所有していた場合、相続した方は農地などの権利を取得した旨の届出が必要です。

持ち物

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書
- ・相続が確認できる書類の写し（登記完了証（登記簿）または遺産分割協議書など）

受付窓口

岩間支所 農業委員会事務局

期限

権利の取得を知った日からおおむね10ヶ月以内

農地を農地中間管理機構を通して貸借している場合の届出について

◇農地中間管理機構を通じて、農地の貸借をしている土地所有者（地権者）が亡くなった場合

農地中間管理機構を通じて、農地の貸借をしていた場合、農地を相続された方または相続人の代表の方において名義変更が必要となります。

※農地の相続状況により、提出書類が異なりますので、詳しくは受付窓口にお問い合わせください。

持ち物

- ・新しく登録する口座番号がわかるもの（賃借料が口座振替の場合）
- ・相関関係図（農地の相続が完了していない場合で、相続関係人の押印が必要となります）
- ・委任状（農地の相続が完了していない場合で、相続関係人の押印が必要となります）
- ・相続人または相続人代表者の印鑑（朱肉を使うもの）

受付窓口

本所 農政課
一般財団法人笠間市農業公社 ☎ 0296-73-6439

土地改良区域内的の農地を相続した場合の手続き

◇亡くなった方が土地改良区組合員の場合、相続した方は、土地改良法の規定に基づき次の手続きが必要です。

- ◆土地改良区へ組合員の資格を喪失（死亡）・取得（相続）した旨の届出・・・「組合員資格取得・喪失通知書」
 - ◆賦課金等口座振替申込書の提出（希望される方のみ）
- ※届出は郵送も可能です。ご不明な点は下記受付窓口にお問い合わせください。

持ち物

- ・印鑑（認印）
- ・口座振替の申し込みをされる場合は、通帳、金融機関届出印鑑

受付窓口

岩間支所 笠間市土地改良事業運営協議会（土地改良区事務局） ☎ 0299-45-0530

期限

早めにお手続きください。

森林の土地を取得したときの届出について

◇売買や相続などで森林の土地を新たに取得した場合

森林や山林を相続された方で、森林法に基づく地域森林計画の対象森林の所有者となった場合に手続きが必要となります。地域森林計画の対象森林に該当するかは、いばらきデジタルマップで確認いただくか、下記受付窓口にお問い合わせください。

持ち物

- ・森林の土地の所有者届出書
- ・当該土地の位置を示す地図
- ・当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

受付窓口

本所 農政課

期限

所有者となった日（相続開始の日）から90日以内